

(平成25年1月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

千葉厚生年金 事案 4954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和37年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、36年11月から37年9月までは2万円、同年10月及び同年11月は2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月1日から37年12月1日まで

私は、昭和33年4月1日にA社B工場に入社し、同社本社の勤務を経て、申立期間当時は、C区Dの同社E事業所（同社F工場内）及びG区Hの同社I支社でJ（業務）の職に就いていたはずだが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。同年4月1日から46年1月30日まで同社社員として在籍していた証明書もあるので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及びA社が平成22年2月23日付けで発行した在籍証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、昭和37年12月1日に同社本社から同社I支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社I支社は、昭和37年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社本社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和36年10月及び同社I支社における37年12月の社会保険事務所（当時）の記録並びに元同僚の同社F工場における申立期間の社会保険事務所の記

録から、36年11月から37年9月までは2万円、同年10月及び同年11月は2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などについて、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出などの記録の処理を誤るとは通常考え難いことから、事業主は、昭和36年11月1日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年11月から37年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月14日

私は、A社に勤務していたが、平成15年8月の標準賞与額の記録が漏れているので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された普通預金通帳の明細書により、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給されていたことが確認できる。

また、申立人と同職種の元同僚から提出された申立期間の賞与明細書によると、賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、事業主により賞与から保険料を控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び上記普通預金通帳の明細書により確認できる賞与振込額から試算した厚生年金保険料控除額に基づき、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、申立人に係る雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月21日から同年8月13日まで

私の夫は、A社に入社し、同社B事務所で勤務していた。申立期間については、夫から、関連会社であるC社の設立に伴い同社に転籍したが継続して勤務していたと聞いていたのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間に係る被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人は、昭和43年5月21日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年8月13日にC社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかし、複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間を含む前後の期間を通じて、A社及び同社の関連会社であるC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「社会保険事務については、それぞれの会社で手続をしていたので、連絡の不手際などによって空白期間ができた可能性があるが、継続勤務している場合には厚生年金保険料は控除していたはずである。」と回答している上、複数の元同僚は、「申立期間当時、給与計算はA社が一

括で行っており、毎月、保険料が控除されていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主（A社）により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月まで

私は、*歳になったときから就職するまでの申立期間において、国民年金に未加入となっているが、父からは、私と弟がそれぞれ*歳になったときに国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付したと聞かされており、実際に弟は*歳になった月から国民年金に加入し、保険料も納付済みとなっているので、私の記録についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「父から、私が*歳になったときに国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付したと聞かされている。」と述べているが、申立人には保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立人の氏名の読み方を変えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査を行った結果からも、申立人に手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

また、A 社会保険事務所（当時）から B 市へ、昭和 62 年 7 月に 2,000 件、63 年 3 月に 1,000 件、同年 7 月に 2,000 件の手帳記号番号が払い出されているところ、これらの手帳記号番号のうち、62 年 7 月頃から 63 年 10 月頃までの間に B 市から国民年金被保険者へ払い出されたことが推認される 3,600 件について、その被保険者名を調べた結果、それらの被保険者の中に、類似するものも含めて申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続及び保険料の納付は自分で行った覚えは無い。」と述べているところ、それらを行ったとする申立人の父は、「申立人の加入手続及び保険料の納付について、具体的な記憶は無い。」と述べており、申立人の加入状況、保険料の納付状況等が不明であ

る。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から同年12月までの期間及び平成元年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年8月から同年12月まで
② 平成元年5月

私は、平成元年11月の結婚後に国民年金の加入手続を行い、結婚前の未納期間分の国民年金保険料を1か月分又は2か月分ずつ納付し、全て納付したはずであるのに、申立期間の保険料について未納の記録になっているのは納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「結婚後に国民年金の加入手続を行い、結婚前の未納期間分の国民年金保険料を全て納付していたはずである。」と主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年2月頃にA市において払い出されていることが確認でき、同時点で、申立期間①の保険料は、時効により納付できない上、オンライン記録から、申立期間①直後の昭和63年1月から同年3月の保険料について、時期は不明なものの過年度納付していることが確認できることから、当該期間の保険料を納付する際に申立期間①の保険料については納付できなかったものとするのが自然である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録から、申立期間②の保険料は、時効消滅期間納付を理由に、平成元年8月の保険料に充当されていることが確認できる。

加えて、申立期間①及び②については、A市の国民年金被保険者名簿においても未納と記録され、当該被保険者名簿に不自然さは見当たらず、オ

ンライン記録と一致している上、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年2月までの期間並びに同年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から51年2月まで
② 昭和51年11月及び同年12月

私が高校卒業後、会計事務所に勤務していた申立期間①及びA社を退職した後の申立期間②の独身であった期間について、詳細は不明であるが、父母又は兄夫婦が、父母及び兄夫婦の国民年金保険料とともに、私の保険料も納付してくれていたと思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「独身であった申立期間①及び②の国民年金保険料を、父母又は兄夫婦が納付してくれていたと思う。」と申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年5月7日にB郡C町（現在は、D市）に対して払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の任意加入被保険者の記録から、同年5月頃に婚姻後の姓で国民年金の加入手続を行い、同時点で同年1月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認されることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間①及び②に係る加入手続及び保険料の納付状況は不明である上、申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 4959

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月1日から11年1月31日まで
私は、申立期間にA社に勤務していたが、当該事業所が、平成11年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、標準報酬月額が資格取得日の8年2月1日まで遡って下げられていることが分かった。当初記録されていた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額は、申立人が主張するとおり、当初、平成8年2月から9年11月まで56万円、同年12月から10年12月まで59万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった11年1月31日から8日後の同年2月8日に、8年2月に遡って9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している26人のうち、申立人を含む4人の標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、年金事務所が保管する当該事業所に係る滞納処分票から、当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納し、申立人は、経理責任者としてその処理に対応していたことが確認できる上、申立人は自ら「社会保険事務所（当時）に出頭し、書類の届出を行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、経理担当の常務役員として自らの標準報酬月額の減額に職務上関わりながら、当該減額処理が有効なものでは無いと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 30 日から 35 年 1 月 4 日まで
私は、昭和 31 年 10 月から A 区 B にあった C 社で働いていたが、同社での勤務期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。厚生年金保険に加入していたと思うので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社における申立期間の勤務状況や職務内容を具体的に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、「C 社」という事業所名称で、A 区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人は、当該事業所は A 区 B にあったと供述しているが、所在地を管轄する法務局は、保存期間を経過した閉鎖登記用紙は既に廃棄済みであり、当該事業所に係る商業登記を確認することができない上、通信総合博物館は、「A 区で C 社という事業所は、昭和 31 年から 35 年当時の電話帳には掲載されていない。」と回答している。

さらに、申立人が一緒に仕事をしていたとする「親方」として氏名を挙げた者の厚生年金保険の被保険者記録が、昭和 33 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで、D 社で確認できたが、同社で申立期間に被保険者資格を取得している 160 人の中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号は連続しており欠番は無い。

加えて、申立人と一緒に仕事をしていたとする「親方」として氏名を挙げた者は、既に死亡しており、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。